

(事業名) 国民健康保険組合への補助金の見直し

①実態把握

把握水準が妥当	1 人
把握水準が不十分	7 人

<外部有識者のコメント>

- 国保組合の実態把握がまだ十分になされていない。(データで示してほしい。)
- 保険料率、付加給付の状況、家族入会数についてもレビューシートに記載されるべきものではないか。
- 国保組合の事業について、十分把握できていない。
- 各組合の財政状況について具体的なデータが必要。
- 基本的に「監督する」という立場で事業が付け加えられているにすぎない。課題に関する金額等の数量把握がなされていない、地方の省の出先機関は何をしているのか。
- 窓口負担ゼロ廃止前後の受療率変動を十分に把握していただきたい。窓口負担の有無が国民医療費にどの程度影響を与えるか検証していく必要がある。
- そもそも国保組合の基礎的な財政データを把握しないまま、国費を投入するのは大きな問題である。健保組合と同じレベルでの財務諸表の提出を義務づけるべき。

②事業見直しの余地

コメント結果		事業は継続するが更なる見直しが必要
改革案は妥当 0 人		
改革案では不十分 8 人	0 人	事業の廃止(直ちに)
	1 人	事業の廃止(事業の対象者に与える影響に配慮しながら一定期間経過後)
	1 人	国が実施する必要なし (地方公共団体の判断に任せる)
	0 人	国が実施する必要なし (民間の判断に任せる)
	1 人	国が実施する必要なし (その他(市町村国保への一体化検討))
	5 人	事業は継続するが、更なる見直しが必要

<とりまとめコメントの概要>

- 財政基盤に不安のない組合に対して国庫金が入ることを長期的には廃止すべき。定率分の見直しも必要。
- 特別調整補助金の「経営努力分」と特別対策補助金の廃止、定率補助と調整補助金の増額を含めた見直し。
- 本来、協会けんぽに加入すべきであるが、平成9年以前に健保の適用除外承認を受けて国保組合に加入している者の定率補助を引き下げ、協会けんぽと同様の水準に抑えるべき。

<外部有識者のコメント>

○積立金が一定以上の組合に対する国庫補助の停止。普通調整補助金を廃止し、全て財政力に応じた配分とする。(医師国保など0%の組合も生じる。)平成9年9月前の32%補助に係る加入者家族については、9年9月以後の加入者に合わせる。

○「法人や5人以上事業所」の被保険者に対する補助率は、例外なく協会けんぽ並(あるいは、低い方)とすべき。付加給付については厳格にチェックするとともに過大な積み立て金があるところについては、一定比率以上のものについて補助金削減あるいは国庫返納すべき。上記に加えて、組合の財政力状況を見極めて、定率から変動補助に。

○本来、協会けんぽ若しくは市町村国保に加入すべき者で平成9年以前の加入者について高い補助金を適用している状況は可及的速やかに停止し、協会けんぽと同様に、13%の補助率に抑えるべき。これによって、国庫の削減が可能。既得権益になっていないか。どの程度の人数が対象になっているか、どの程度のコストを要しているか、直ちに明らかにすべき。

○所得の把握を行い(報告義務化)補助金額を見直す。

○見直しの方向性は正しいと考えるが財政基盤に不安のない組合に対して国庫金が入ることを長期的には廃止すべき。定率分の見直しも必要と考える。

○監督、管理に関しては“ペナルティ”の付与などの自立的なチェックの仕組みを導入して、その分の経営的な資源を他の重要事業に廻すべき。

○医療費適正化に資する取り組みについては、その実施を全ての保険者に普及し、実施を義務づける。そして未実施の場合は調整補助金を減額するといった考え方も必要。そのためには、特別調整補助金の「経営努力分」と特別対策補助金を廃止し、定率補助、調整補助金の増額を含め、見直す必要があると考える。

○国保組合は原則解散して、健保組合を組織するのか、協会けんぽもしくは市町村国保に入るのかを選択させるべき。

○補助金の種類が多くわかりにくい。もっと整理する中で、不要となる予算があるはず。事務負担補助については実態に見合った予算を組むべき。(現状の被保険者の数に応じた交付方法は要見直し。)市町村国保への一本化を検討すべき。一本化した場合の公費負担が50%超となる試算に疑問。